

令和2年11月18日

つくば警察署と地域包括支援センター・在宅介護支援センターとの  
意見交換会

意見交換会実施あたり各地域包括支援センターより質問をいただきました。以下、市地域包括支援課の考えについて回答します。

【質問①】

独居の方で安否確認がとれないとの相談で自宅周囲がすべて施錠されており、親族連絡先を誰も把握できていない場合も想定されます。迅速に親族情報を把握する方法（市や警察での職権での調査）等について助言をいただければありがたいです。

【回答①】

○市では、親族情報を把握する方法として、本人から利用目的の同意を得ている高齢者世帯台帳からの情報を確認し、委託地域包括支援センターに情報を提供している。また、利用目的外であっても緊急時等、相当な理由があると判断できる時に委託包括や警察等に保有個人情報を提供することができる。

ただし、情報を利用する際の相当な理由については、個人差や主観的な考えも含まれることもあることに注意する必要がある。包括は事実確認を迅速適切に行うとともに、普段の見守り体制の構築等が緊急時の対応に繋がることを意識して平時の取り組みを行っていただきたい。

【個人情報の利用提供の解釈】

・保有個人情報は、利用目的以外の目的のために利用することができないが、相当な理由（人の生命、身体保護のために緊急に必要な時や緊急等の判断がつかないとき等）がある場合は利用提供することができる（つくば市個人情報保護条例第8条第2項）。

・市は保有個人情報を利用する場合、つくば市個人情報保護条例に基づく対応となり、委託の相手方に対して、委託業務に係る個人情報等の使用目的及び使用範囲を明確に示すとともに、取り扱う個人情報は必要最小限にとどめる（つくば市の保有する個人情報等の適正な取り扱いのための措置に関する指針第10）。

※委託包括は第三者に情報提供することは本人から利用目的の同意を得ていなければ行うことはできない。

・個人情報の利用目的外であっても、他の市町村や他の地方公共団体（警察）等に対しても、相当な理由があるときは利用及び提供することができる（つくば市個人情報保護条例第8条第2項第3号）。

・民生委員は県知事の推薦によって、厚生労働大臣の委嘱を受けている（民生委員法第5条）。また、守秘義務が課せられているため（民生委員法第15条）、必要な範囲で情報の利用及び提供することができる。

**【質問②】**

高齢者虐待、行方不明、判明次第、市の同席による対応をしてほしい。

**【回答②】**

- ① 高齢者虐待 委託包括が主。事実確認前には市や関係機関からの情報収集。事実確認の訪問は、市は必要に応じてバックアップ。立ち入り調査は市の対応。
- ② 行方不明 市認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業担当者が主で対応するが、地域包括支援センターとの情報連携については、現在調整中。後日の回答とする。
- ③ 訪問時応答なし 訪問対応は委託包括が主。市は庁内で確認できる情報収集を行う。質問①の回答参照

**【質問③】**

事例で呼びかけに応じない不審な状況があり、救急の要請か警察への通報か迷い時間内だったのでつくば市に電話で相談できたが、時間外などの時はどのようにすべきか。

**【回答③】**

市に相談が必要な場合は、24時間相談体制が確保されているため、市包括直通に連絡。時間外の場合、新つくばホームから市包括管理職に連絡が入る。